（国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部改正）

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭和五十二年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （所掌に属する事務の範囲）<br>**第一条**　国税局課税部（札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第二部とする。）の消費税課又は国税局課税部（熊本国税局を除き、札幌国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては課税第二部とする。）の酒税課又は仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の課税第二部の統括国税調査官又は熊本国税局の課税部の統括国税調査官又は沖縄国税事務所の間税課（以下「課税第二部統括国税調査官等」という。）の所掌に属する事務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び国際観光旅客税（以下「酒税等」という。）の課税標準の調査並びに酒税等に関する検査で、次条の規定により国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が指定する製造場等（次条第一号の表の中欄に掲げる製造場、積込みの場所（航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）に規定する航空機燃料の取卸しの場所を含む。）、充填場、採取場、承認輸入者、事務所等、一般送配電事業者等又は国内事業者をいう。以下同じ。）に係るもの<br>二　［略］<br>（指定の基準等）<br>**第二条**　国税局長は、前条第一号に掲げる課税第二部統括国税調査官等の所掌に属する事務に関し、次の各号に掲げる製造場等を指定する。<br>一　次の表の中欄に掲げる製造場等の区分に応じ、指定の日の属する年の前三年以内のいずれかの年において、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当する製造場等。ただし、国税局長が特に課税第二部統括国税調査官等において当該製造場等に係る酒税等の課税標準の調査及び酒税等に関する検査を行わせる必要がないと認めるものを除く。<br>［略］<br>二　［略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （所掌に属する事務の範囲）<br>**第一条**　国税局課税部（札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第二部とする。）の消費税課又は国税局課税部（熊本国税局を除き、札幌国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては課税第二部とする。）の酒税課又は仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の課税第二部の統括国税調査官又は熊本国税局の課税部の統括国税調査官又は沖縄国税事務所の間税課（以下「課税第二部統括国税調査官等」という。）の所掌に属する事務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び国際観光旅客税（以下「酒税等」という。）の課税標準の調査並びに酒税等に関する検査で、次条の規定により国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が指定する製造場等（次条第一号の表の中欄に掲げる製造場、積込みの場所（航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）に規定する航空機燃料の取卸しの場所を含む。）、充填場、採取場、承認輸入者、事務所等、一般送配電事業者等又は国内事業者をいう。以下同じ。）に係るもの<br>二　［同上］<br>（指定の基準等）<br>**第二条**　国税局長は、前条第一号に掲げる課税第二部統括国税調査官等の所掌に属する事務に関し、次の各号に掲げる製造場等を指定する。<br>一　次の表の中欄に掲げる製造場等の区分に応じ、指定の日の属する年の前三年以内のいずれかの年において、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当する製造場等。ただし、国税局長が特に課税第二部統括国税調査官等において当該製造場等に係る酒税等の課税標準の調査及び酒税等に関する検査を行わせる必要がないと認めるものを除く。<br>［同上］<br>二　［同上］ |

| 番号 | 製造場等の区分 | 基準 |
| --- | --- | --- |
| ［略］ | | |
| 9 | 電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）に規定する一般送配電事業者等 | 当該一般送配電事業者等の一年中の販売電気に係る電源開発促進税の額が五千万円以上であること |
| ［略］ | | |

| 番号 | 製造場等の区分 | 基準 |
| --- | --- | --- |
| ［同上］ | | |
| 9 | 電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）に規定する一般送配電事業者 | 当該一般送配電事業者の一年中の販売電気に係る電源開発促進税の額が五千万円以上であること |
| ［同上］ | | |

**○財務省令第三十六号**

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）<br>**第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>［一～五　略］ | （法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）<br>**第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>［一～五　同上］ |